

## 《平成30年度決算》 都市計画税の使途について

都市計画税は、地方税法第702条及び下野市都市計画税条例に基づき、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税となっている。

平成30年度の都市計画税は、これまで実施してきた土地区画整理事業や都市計画事業のために借り入れた地方債の償還金のほか、公共下水道事業費、仁良川地区土地区画整理事業費などの市街化区域内の整備に充当している。

### 【都市計画税充当事業一覧】

(単位:千円)

予算科目			事業名	平成30年度 決算額	財源内訳					
款	項	目			国県 支出金	地方債	その他		一般財源	
							負担金・使用料・基 金繰入金など	都市計画税 構成比 (%)		
8	2	1	市道維持管理事業	205,038		12,201	43,626	9.0	149,211	
8	4	2	仁良川地区土地区画整理 事業特別会計繰出金	184,257			74,629	15.3	109,628	
8	4	3	公共下水道事業特別会計 繰出金	570,289	296		230,862	47.5	339,131	
8	4	4	公園施設維持管理事業	194,331		10,800	4,906	47,539	9.8	131,086
12	1	1	市債元金償還費	2,466,176			29,066	89,611	18.4	2,347,499
合 計				3,620,091	296	10,800	46,173	486,267	100.0	3,076,555